

農政第 1413 号

令和7年10月10日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大分市長 足立 信也

市町村名 (市町村コード)	大分市 (4 4 2 0 1)	
地域名 (地域内農業集落名)	植田 5 (下小野鶴・上小野鶴・田原・下横瀬・上横瀬・鬼崎)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月10日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎的データ】

法人：〔横瀬地区〕農事組合法人 1 法人

主な作物：水稻、飼料用米、麦

- ・小野鶴の一部地域を除き基盤整備未実施地区である。
今後、上横瀬地区での基盤整備事業が予定されている。
- ・農業従事者及び集落営農法人構成員の高齢化による担い手の確保が困難である。
- ・高額な農業機械の購入が困難である。
- ・米の生産性が低く、利益が少ない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻と麦を中心とした農業を継続する。
- ・法人による農地集積・集約化を進める。
- ・収益確保のため、販路開拓、加工品開発、水稻と麦の生産拡充、無農薬米・ブランド米生産、園芸品目栽培、等の様々な手法を検討する。
- ・〔田原地区〕集落営農組織を新たに立ち上げ、農地集約化、農業機械の共同利用及び担い手の確保を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	152	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	152	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	－	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地等とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を通じ、目標地図に位置付けられた者への集積・集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

集約化を目指し、農地所有者による農地中間管理機構への貸し付けを進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

一部の地区において、農作業の効率化及び将来への農地継承のため、基盤整備を実施予定である。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

集落営農法人を設立する。また、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、農業委員会、JA、機構と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

－

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

②⑨収益確保のため、無農薬米やブランド米等の生産について検討する。

③担い手不足を補うため、スマート農業の導入について検討する。

⑨芋掘り体験等を開催し、都市住民等との交流の場を作る。

⑨耕作者と地権者で水管理等の役割分担を行い、耕作者が規模拡大しやすい体制を整える。

地域計画の変更にかかる協議

令和7年10月10日

- ・ 目標地図に位置づける者の内容を変更する
- ・ 地域計画に位置付けられた農地1筆について、農用地区域内の農地指定解除に伴い、地域計画の範囲から除く。